



人との間隔はできるだけ2メートル空けましょう。「密閉」「密集」「密接」を避け、こまめに手洗いを。外出時には、症状がなくてもマスクを着用しましょう。

市役所会場での、市職員による住民税（市民税・都民税）の申告および確定申告の仮受付、相談について



市職員による住民税（市民税・都民税）の申告および確定申告の仮受付、相談については、広報はむら2月1日号でお知らせします。

混雑が予想されます 郵送などでの確定申告にご協力を

自宅などからパソコン・スマートフォンで利用できるe-tax（電子申請）や郵送が便利です。

■郵送での受付
送付先 青梅税務署
〒198-8530 青梅 市東青梅4-13-4

※申告書の控えなどの返却を希望する場合は、その旨と申告する方の「住所、氏名」を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。



▲確定申告に関する動画



▲確定申告特集

青梅税務署からのお知らせ

■**土・日曜日、祝日の申告受付は行いません**
2月21日(日)・28日(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出を受け付けます（入場整理券が必要です）。

■**2月1日(月)～3月15日(月)は、青梅税務署の駐車場は利用できません（身体障害者用車両などを除く）**
河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場か、公共交通機関を利用してください。

■**医療費控除の明細書が必要**
平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要ですので、事前に作成してください。医療費の領収書の提出は不要ですが、5年間保存し、税務署から求められた場合は、提示・提出しなければなりません。

■**所得税などの確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります**
公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、その年分の公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下の場合、確定申告をする必要がありません（外国の年金がある方を除く）。ただし、この場合でも、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

■**災害を受けた場合には、納税の猶予などがあります**
災害により被害を受けた場合には、申告期限の延長や納税の猶予など、申告・納税に係る手続きなどがありますので、状況が落ち着きましたら税務署へ相談してください。

■**不審な電話にご注意ください！**
税務職員が年金やマイナンバー制度に関するアンケートなどと称して電話することはありません。また、国税庁(国税局・税務署を含む)では、還付金のお知らせや受取口座情報などを確認するメールを送信することはありません。

■**マイナンバーの記載が必要です**
確定申告書や消費税、贈与税は、税務署への提出のたびに、マイナンバーの記載が必要です。

■**不審な電話にご注意ください！**
税務職員が年金やマイナンバー制度に関するアンケートなどと称して電話することはありません。また、国税庁(国税局・税務署を含む)では、還付金のお知らせや受取口座情報などを確認するメールを送信することはありません。

■**マイナンバーの記載が必要です**
確定申告書や消費税、贈与税は、税務署への提出のたびに、マイナンバーの記載が必要です。

青梅税務署 および 税理士 による 申告受付・相談・お知らせ

= 問合せ 青梅税務署 ☎ 0428-22-3185 (代表) =

受付期間 2月16日(火) ~ 3月15日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

確定申告は所得税（国税）の申告です

○所得税の確定申告書の提出と納税は、2月16日(火)～3月15日(月)です。
○還付申告は、2月15日(月)以前でも行うことができます。
○個人事業者の消費税の確定申告書の提出と納税は、3月31日(木)までです。
○1月21日(木)から市役所1階市民ホールで確定申告書などの用紙を配布します。
○確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、広報はむら2月1日号をご覧ください。

青梅税務署での受け付け・相談

受付期間 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
受付時間 午前8時30分～午後4時 (申告相談は午前9時～午後5時)
受付会場 青梅税務署

※申告会場には「入場整理券」が必要です。当日会場に配布するほか、LINEアプリで事前に入手することができます（「国税庁LINEアカウント」を「友だち追加」してください）。

※入場整理券は、状況により早めに配布を終了する場合があります。



▲入場整理券

確定申告・相談の受付内容、受付期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	(会場) 羽村市役所 税理士による 無料申告相談	青梅税務署
		2月4日(木)～15日(月)の午前9時～10時30分、午後1時～3時
住民税（市民税・都民税）申告	詳しくは、広報はむら2月1日号でお知らせします。	
確定申告		
年金・給与所得	○	○
営業・農業などの事業所得(白色・青色)	○	○
不動産所得(白色・青色)	○	○
住宅借入金等特別控除	○	○
損失申告	×	○
土地・家屋・株式などの譲渡所得	市役所では受け付けしません。青梅税務署で相談してください。	○
過年分(令和元年分以前)		○
作成済み確定申告書の提出	×	○

※税理士による無料申告相談は、小規模納税者、年金受給者、給与所得者のみ対象。
※市役所で「作成済み確定申告書」を提出する場合、提出窓口のほかに「提出用ポスト」(1階市民ホールと申告会場に設置)が利用できます(受付時間内のみ)。利用する場合は「住所、氏名」を記入した封筒に確定申告書を入れて投函してください。受付印が押印された控えが必要な方は、申告する方の「住所、氏名」を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
※当日の混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。
※午前8時までは庁舎内に入ることできません。午前8時15分ごろまでは、正面玄関から入ることできません。地下1階玄関(青梅線側)を利用してください。

税理士の無料申告相談
東京税理士会青梅支部所属の税理士による無料申告相談を行っています。

状況により、受付期間・会場などが変更・中止になる場合があります。

申告会場にお出かけになる場合も、マスクを着用してください。申告会場の混雑緩和のためにも、できるだけ少人数での来庁にご協力ください。

